

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

告 示

○指定管理者の指定

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

○介護保険法に基づく介護老人保健施設の廃止の届出

○介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設の許可

○介護保険法に基づく介護老人保健施設の廃止の届出

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

○指定管理者の指定

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○指定管理者の指定

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○指定管理者の指定

○指定管理者の指定

○指定管理者の指定

○宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

八

(薬務課)

(自然保護課)

(長寿社会政策課)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(畜産課)

(森林整備課)

(都市計画課)

(建築宅地課)

(教育庁教育企画室)

ページ

規 則

○宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

監査委員

○宮城県監査委員事務局規則第一号の一部を改正する規則

○定期監査の結果の公表

八 九 九

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年宮城県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）を含む。」を削り、同條第二項中「前項の書面に」、「法第六條の二第一項若しくは法第六條の三第一項の規定による認定又は法第六條の二第四項若しくは法第六條の三第五項の規定による更新を受けた場合は、省令別表第一第二の項第三号に規定する地域連携薬局等に関する事項（以下「地域連携薬局等に関する事項」という。）については、当該認定又は更新の申請をした日の属する月の前月の末日」と及び「法第八條の二第一項に規定する」を削り、「記載」の下に「し、又は登録」を加え、「（地域連携薬局等に関する事項を除く）」を削り、同條第三項中「一月三十一日」を「三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和六年一月五日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第六項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

令和五年十二月二十六日

一 公の施設の名称

宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

栗原市若柳字上畑岡敷味十七番地の二

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇九〇一〇四二	さくらビレッジ訪問介護多賀城市八幡四丁目七番五号	株式会社万緑	令和五年十月一日
○四七一一〇〇九四一	ナッシングホームいわぬま訪問介護ステーション岩沼市藤浪一丁目三番五十五号	株式会社ファイナズガード	令和五年十月一日
○四七二四〇〇九二八	訪問介護ステーションふつとぼいんと巨理郡巨理町吉田字流百四十六番地九百十一	一般社団法人Smile Factory	令和五年十月一日
○四七二四〇〇九一一	ひかり介護ステーション東松島市上下堤字上南谷地四十六番地	合同会社あいわ	令和五年十一月十五日

二 訪問入浴介護

三 訪問看護

○四七一一三〇二四二二	アースサポート栗原市志波姫堀口見渡十九番地	アースサポート株式会社	令和五年九月一日
-------------	-----------------------	-------------	----------

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四六〇七九〇一五七	訪問看護ステーションまごころ名取市美田園三丁目一番一	株式会社シルバースポーツまごころ	令和五年九月一日
○四六一一九〇〇四三	ナッシングホームいわぬま訪問看護ステーション岩沼市藤浪一丁目三番五十五号	株式会社ファイナズガード	令和五年十月一日
○四六二二九〇〇七三	訪問看護ステーションりくてん柴田郡大河原町新東二十一番地六号	株式会社陸天	令和五年十月十五日
○四七〇九〇一〇六七	ナースステーションまるこ多賀城市東田中二丁目四十三番三十二号多賀城ロジューマング棟一〇〇四	株式会社ネクステップ	令和五年十一月一日

四 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四五二四八〇〇一五	医療法人育志会介護老人保健施設アルカディアアウエル巨理郡山元町山寺字堤山八番地の五	医療法人育志会	令和五年十一月一日

五 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七一三〇二四〇六	デイサービスセンター金成ボブラの家栗原市金成中町百十五番地	合同会社金成ボブラの家	令和五年九月一日
○四七二四〇〇九一〇	いくろステーション雅巨理郡巨理町東郷百五十九番地一	社会福祉法人日就会	令和五年九月十五日
○四七〇九〇一〇五九	デイサービスなべさん家多賀城市桜木二丁目二番二十二号	株式会社万緑	令和五年十月一日

○四七〇二〇三二八三	石巻市蛇田字新埵寺二百二十番地	株式会社井上	令和五年十一月一日
------------	-----------------	--------	-----------

六 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七一五〇二八〇七	地域密着型特別養護老人ホームルグネット大崎tsu mug i 大崎市古川小野字馬場三十番地一号	社会福祉法人KTK福祉会	令和五年九月十五日

○宮城県告示第八百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七二二〇二四二二	アースサポート栗原 栗原市志波姫堀口見渡十九番地	アースサポート株式会社	令和五年九月一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四六〇七九〇一五七	訪問看護ステーションまごころ 名取市美田園三丁目一番一	株式会社シルバーサポートまごころ	令和五年九月一日
○四六一一九〇〇四三	ナーシングホームいわぬま 訪問看護ステーション 岩沼市藤浪一丁目三番五十五号	株式会社ファインズガーデン	令和五年十月一日
○四七〇九〇一〇六七	ナーステーションまるこ 多賀城市東田中二丁目四十四番三十二号多賀城ロジウムG棟一〇四	株式会社ネクステップ	令和五年十一月一日

三 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四五二四八〇一五	医療法人育志会介護老人保健施設アルカディアウエル 巨理郡山元町山寺字堤山八番地の五	医療法人育志会	令和五年十一月一日

四 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七一五〇二八〇七	地域密着型特別養護老人ホームルグネット大崎tsu mug i 大崎市古川小野字馬場三十番地一号	社会福祉法人KTK福祉会	令和五年九月十五日

○宮城県告示第八百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七〇二〇五六九	恵仁ヘルバーステーション 青葉 石巻市門脇字一番谷地五十七番地の十八号	医療法人社団仁明会	令和五年九月三十日
○四七〇九〇〇七六二	さくらビレッジ訪問介護 多賀城市八幡四丁目七番五十五号	株式会社season	令和五年九月三十日
○四七一四〇〇一七六	訪問介護事業つくし 東松島市牛網字平岡三十四番地	合資会社つくし	令和五年九月三十日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日

〇四七〇七〇〇二二〇	指定居宅サービス事業所はつとなとり 名取市増田五丁目十三番三十五号	社会福祉法人名取市社会福祉協議会	令和五年十一月三十日
------------	--------------------------------------	------------------	------------

三 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇九〇〇八二二	事業所の名称及び所在地 ダイサービスなべさん家 多賀城市桜木二丁目二番一十二号	事業者の名称又は氏名 株式会社season	廃止年月日 令和五年九月三十日
-------------------------	---	--------------------------	--------------------

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四四〇二四〇七〇三	事業所の名称及び所在地 有限会社キクユウ薬局 石巻市美園三丁目一番地十	事業者の名称又は氏名 有限会社キクユウ薬局	廃止年月日 令和五年九月十日
〇四七二七〇〇八二二	株式会社ジェー・シー・アイ北部事業所 黒川郡大和町松坂平二丁目五番二号	株式会社ジェー・シー・アイ	令和五年十一月三十日

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四四〇二四〇七〇三	事業所の名称及び所在地 有限会社キクユウ薬局 石巻市美園三丁目一番地十	事業者の名称又は氏名 有限会社キクユウ薬局	廃止年月日 令和五年九月十日
〇四七二七〇〇八二二	株式会社ジェー・シー・アイ北部事業所 黒川郡大和町松坂平二丁目五番二号	株式会社ジェー・シー・アイ	令和五年十一月三十日

〇宮城県告示第八百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
-----------	------------	------------	-------

〇四五二三八〇〇六七	医療法人社団清靖会 介護老人保健施設 PFC 藤の里 栗原市瀬峰新田沢十二番地一号	医療法人社団清靖会	令和五年十月一日
------------	--	-----------	----------

〇宮城県告示第八百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四五二三八〇〇四二	施設の名称及び所在地 介護老人保健施設藤の里 栗原市瀬峰新田沢十二番地一号	開設者の名称又は氏名 医療法人社団泉翔会	廃止年月日 令和五年九月三十日
-------------------------	---	-------------------------	--------------------

〇宮城県告示第八百十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七〇七〇〇二二〇	事業所の名称及び所在地 指定居宅サービス事業所はつとなとり 名取市増田五丁目十三番三十五号	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人名取市社会福祉協議会	廃止年月日 令和五年十一月三十日
-------------------------	---	--------------------------------	---------------------

二 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四四〇二四〇七〇三	事業所の名称及び所在地 有限会社キクユウ薬局 石巻市美園三丁目一番地十	事業者の名称又は氏名 有限会社キクユウ薬局	廃止年月日 令和五年九月十日
〇四七二七〇〇八二二	株式会社ジェー・シー・アイ北部事業所 黒川郡大和町松坂平二丁目	株式会社ジェー・シー・アイ	令和五年十一月三十日

三 特定介護予防福祉用具販売

五番二号

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四四〇二四〇七〇三	有限会社キクユウ薬局 石巻市美園三丁目一番地十	有限会社キクユウ薬局	令和五年九月十日
〇四七二七〇〇八三二	株式会社ジェー・シー・アイ 黒川郡大和町松坂平二丁目五番二号	株式会社ジェー・シー・アイ	令和五年十一月三十日

〇宮城県告示第八百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和五年十二月二十六日

一 公の施設の名称

宮城県岩出山牧場

二 指定した団体の名称及び所在地

公益社団法人みやぎ農業振興公社

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

〇宮城県告示第八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年十二月二十六日

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇宮城県告示第八百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和五年十二月二十六日

一 公の施設の名称

矢本海浜緑地

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

公 告

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年十二月二十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大衡村大衡字赤坂五十八番三

黒川郡大和町吉岡字道下二十四番地の一

S u

宮城県知事 村 井 嘉 浩

n l i g h t 吉岡 B 1 0 3
鶉橋 智行

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和五年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 県立高等学校教育用タブレット端末機器再設定等業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結日から令和六年三月二十九日まで

4 施行場所 県立高等学校（通信制を除く）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と本調達と同規模程度のタブレット端末の設定及び納品する契約を締結し、二回以上履行した実績を有すること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二一―三三三五）へ令和六年一月十五日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等
1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県教育庁教育企画室情報化推進班（電話〇二二一一一三六一二）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和六年一月十一日（木）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年一月十六日（火）から令和六年一月十九日（金）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年一月十九日（金）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 令和六年一月二十四日（水）午前九時から令和六年一月二十九日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
 イ 日時 令和六年一月二十九日（月）午後五時
 ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出するこ

と。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 令和六年一月三十日（火）午前十時 宮城県行政庁舎十六階 教育企画室内

四 入札に参加することができない者
 二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、当該業務を履行するための一切の費用を含めた総額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary
 1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Reconfiguration of educational tablet equipment for Miyagi prefectural senior high schools (1set)
 2 Contract Period : From day of contract settlement to March 29, 2024

- 3 Place of Implementation : Prefectural senior high schools (excluding correspondence courses)
- 4 Deadline and Place for Bid Submission : January 29, 2024 (Mon.), 5 : 00 p.m. Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture
- 5 Time and Place for Bid Selection : January 30, 2024 (Tue), 10 : 00 a.m. Education Planning Division Miyagi Prefectural Government Building, 16th floor
- 6 Contract Information : Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN
Tel.: 022-211-3612
- 7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

企 業 局

○宮城県企業局告示第一号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和五年十二月二十六日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

- 一 公の施設の名称
北上川下流域下水道、北上川下流東部流域下水道及び迫川流域下水道
- 二 指定した団体の名称及び所在地
株式会社アイ・ケー・エス
石巻市鑄銭場五番二十一号
- 三 指定の期間
令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

教 育 委 員 会

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十四号

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
 宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（令和五年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号イ中「により、単身赴任届」を「による単身赴任届」に改め、第四号を第五号とし、第三号イ中「により、通勤届」を「による通勤届」に改め、第三号を第四号とし、第二号イ中「により、住居届」を「による住居届」に改め、第二号を第三号とし、第一号ニ中「職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）
 第十一条第一項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令第十五号

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

宮 城 県 教 育 委 員 会

教 育 長 佐 藤 靖 彦

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与
 与に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に
 関する規程（令和二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「職員として採用された日の属する会計年度の四月一日において施行されている」及び「当
 該会計年度の四月一日に遡及して当該給料表が改定された場合にあつては、改定前の給料表をいう。」
 を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、給料表が改定されたときの取扱いについては、条例第四条第二項及び第七条
 第二項の規定により準用する職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）第四
 条第一項に規定する給料表の適用を受ける者（以下「一般会計年度任用職員」という。）の例による。
 第六条第二項中「条例第四条第二項及び第七条第二項の規定により準用する職員の給与に関する条
 例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける者（以下「一
 般会計年度任用職員」という。）を「一般会計年度任用職員」に改める。

附則第二項中「から十二号俸までの号俸」を削り、「十四万八千二百円」を「十四万九千五百円」に改める。

附 則

この訓令は令和五年十二月二十六日から施行し、改正後の附則第二項の規定は同年十月一日から、改正後の第二条及び第六条の規定は同年十二月一日から適用する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員規則第二号

宮城県監査委員事務局規則第一号の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

宮城県代表監査委員 成 田 由加里

宮城県監査委員事務局規則第一号一

宮城県監査委員事務局規則第一号（宮城県監査委員の権限に属する事務の委任に関する規則）の一部を改正する規則

宮城県監査委員事務局規則第一号

宮城県監査委員事務局は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基づき、宮城県監査委員規則第一号（宮城県監査委員の権限に属する事務の委任に関する規則）の一部を次のように改正する。第二条中第五号を第六号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次のように加える。

- 一 職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十一条第一項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理する。ハト。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和5年12月26日

宮城県監査委員	佐々木 喜 藏
宮城県監査委員	佐々木 功 悦
宮城県監査委員	成 田 由 加 里
宮城県監査委員	吉 田 計

記

1 監査委員の報告日

令和5年9月4日

2 通知のあった日

令和5年11月1日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 税務課、地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額

現年度分 942,460,608円

過年度分 1,596,595,905円

合 計 2,539,056,513円

・令和3年度収入未済額

現年度分 939,977,149円

過年度分 1,726,180,371円

合 計 2,666,157,520円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

病气や失業、事業収入の減少などにより納付が困難となった事案や、財産調査を実施しても差押え可能な財産が判明しない事案、納税資力があるにも関わらず年度内に完納に至らなかった事案等、諸々の原因により発生したものである。

＜処理内容＞

令和4年度については「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和4年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑制に努めた。

収入未済額の大半を占め、重点税目に位置付けている個人県民税については、各県税事務所及び地域事務所にて市町村滞納整理連携・協働チームを組織し、市町村職員併任を活用した共同催告や共同徴収、搜索の実施など、市町村の状況に即した取組を行った。

個人県民税以外の税目については、オンライン預貯金調査の活用による効率的な財産調査

を実施し、滞納処分を中心とする取組を徹底することで、一層の収入未済縮減を図るとともに、自動車税種別割の納期内納付率向上のための啓発運動を実施した。

＜再発防止策＞

令和4年3月に策定した「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」の目標達成に向け、前計画に引き続き市町村と連携・協働して徴収対策を講じるとともに、生活困窮者に対しては納税緩和措置の適用の検討など適切に対応し、更なる収入未済額の縮減に取り組む。

(2) 原子力安全対策課

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出が行われていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

委託契約について、令和5年3月24日に業務が完了し、検査の後、同年4月17日に契約額の支出が行われたが、契約保証金の払出がなされていないであった。

・件数 1件

・金額 104,500円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

本件契約については、令和5年2月6日に契約保証金が納付され、同9日付けで契約を締結している。

令和5年3月24日に業務完了報告があったことから検査を行い、令和5年3月27日に検査合格通知と併せて請求書及び契約保証金払戻請求書の提出を契約業者に依頼した。

委託金に係る請求書については、令和5年4月3日に受領し、速やかに支払い手続きが進められたものの、契約業者より契約保証金払戻請求書の提出がなかったこと及び、年度を跨いででの処理となり課内での引継が不十分となりましたことにより、払出が未処理であった。

＜処理内容＞

未処理発覚後、契約相手方に対し契約保証金払戻請求書を提出するよう依頼し、提出後速やかに払い出しを行ったもの。

＜再発防止策＞

課内で管理している支出状況一覧表について歳入歳出外現金の欄を設け、管理を行う。また、新たに歳入歳出外現金に係る簿冊を作成し、契約案件とは別に管理し、常に会計担当も

確認できるよう努める。

(3) スポーツ振興課

イ 監査委員の報告の内容

施設管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

消防法等により定められた構造上の要件を満たしていない保管場所に届出をせずして危険物を保管していたもの。

・施設名 宮城県長沼ポート場

・保管物 ガソリン

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

課内においての連携状況に応じた適切な指示がなされず、進行管理などのマネジメントが不十分であったため。

＜処理内容＞

少量危険物保管庫の設置に向けて、今年7月に工事契約を締結し、適切に工事の進行管理を行っており、11月の工事完了までは、登米市消防本部との協議内容に基づき、同市消防条例で規定する範囲内で艇庫に保管するよう指定管理者に対して指導を徹底しているところである。

なお、工事着手に際しては消防本部への届出を行っており、供用開始に当たっては消防本部の検査を受ける予定である。

＜再発防止策＞

主要な事務事業や懸案事項のうち必要なものについては、進行管理表を作成し、管理職間で共有するとともに、チャットルームや定期的な課内会議により事業の進捗を確認することにより、適切な進行管理を図る。

(4) 循環型社会推進課（廃棄物対策課）、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射線物質汚染廃棄物対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

<p>・令和4年度分収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>29,457,772円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>1,000,280,654円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,029,738,426円</td> </tr> </table> <p>・令和3年度分収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>164,723,643円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>836,782,011円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,001,505,654円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹の内産廃処分場の廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去するため、県がこれまで代執行により実施してきた対策費用が累積している。 ・当時不適正処理に関わった者に対し、納付命令を发出しているが、少額の納付に留まっております、収入未済が継続している。 <p>＜処理内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人債務者への納付指導を継続し、分割納付を継続させた。 ・財産調査を実施し、各債務者の収入・資産状況の把握に努めた。 ・財産調査により発見した債務者の財産を差し押さえた。 <p>＜再発防止策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き納付指導及び財産調査を継続するとともに、必要に応じて差押えを実施し、債権の時効管理を確実にしていく。 <p>(5) 循環型社会推進課、(陸棄物対策課)、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>国庫補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)の受入について、測定遺漏が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和4年度中に国の交付決定を受けた繰越事業において、測定を行っていないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・金額 45,062,000円 <p>ロ 措置の内容</p>	現年度分	29,457,772円	過年度分	1,000,280,654円	合 計	1,029,738,426円	現年度分	164,723,643円	過年度分	836,782,011円	合 計	1,001,505,654円	<p>＜発生原因＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第2次補正予算の国からの交付決定日が、令和5年3月7日であったため、本来は令和4年度中に特例測定を行うべきであったが年度内の事務処理を失念したため。 <p>＜処理内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納閉鎖後に未処理が判明したため、令和5年度歳入として測定決議を行った。 <p>＜再発防止策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定遺漏が発生したことを受け、国庫補助金等進捗状況確認表を作成するとともに、交付決定及び交付額確定時に当該確認表への入力により測定状況を可視化し、事務処理漏れがないよう複数の目でチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。 ・出納整理期間中の事務処理になる場合は、人事異動による事務処理漏れがないよう、引継書等にも記載するとともに、事業担当者と予算担当者等が情報を共有することにより、相互に管理を行う。 <p>(6) 子ども・家庭支援課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>児童扶養手当給付費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>児童扶養手当給付費返還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>3,528,530円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>15,936,500円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>19,465,030円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度収入未済額 <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>4,924,110円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>13,217,510円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>18,141,620円</td> </tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>当該収入未済については、児童扶養手当支給後に資格喪失要件(結婚、転出等)に該当していることが判明し、過払いとなった返還金の返納未済である。</p> <p>返還金発生主な理由としては、結婚、転居等の届け出忘れのほか、年金(本人及び配偶</p>	現年度分	3,528,530円	過年度分	15,936,500円	合 計	19,465,030円	現年度分	4,924,110円	過年度分	13,217,510円	合 計	18,141,620円
現年度分	29,457,772円																								
過年度分	1,000,280,654円																								
合 計	1,029,738,426円																								
現年度分	164,723,643円																								
過年度分	836,782,011円																								
合 計	1,001,505,654円																								
現年度分	3,528,530円																								
過年度分	15,936,500円																								
合 計	19,465,030円																								
現年度分	4,924,110円																								
過年度分	13,217,510円																								
合 計	18,141,620円																								

者の障害年金や遺族年金等) 受給の未申告などとなっている。

<処理内容>

返納未済者に対しては、特別滞納整理期間中(9月・2月)における催告状の送付や電話による督促を継続して実施している。

<再発防止策>

返還金発生を防止するため、手当支給前に各町村に対して資格喪失要件(結婚、転居等)に該当する者がいいいか確認を行い、該当する可能性がある場合には、手当の支払いを一時差し止めするなどの対応を行い、返還金発生の未然防止に努めている。

(7) 子育て社会推進課

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

補助金等精算返還金(宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金)

・令和4年度収入未済額

現年度分 10016,967円

過年度分 0円

合計 10016,967円

ロ 措置の内容

<発生原因>

H30宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金について、補助事業者が県に無断で補助金で取得した財産を処分したため返還命令を行ったもの。

当該事業者(1名)は既に事業を中止しており、令和4年12月6日付けで債務整理が開始された旨弁護士から通知があった。

<処理内容>

当該事業者は、内閣府(国)事業補助金についても同様に返還請求を受けており、最終的な返還額が多額となることが見込まれる。内閣府の委託団体と随時情報を共有し、当該事業者の債務整理を行っている法律事務所とも連絡を密にして不納欠損処分も視野に入れながら返還又は配当等に対応していく。

<再発防止策>

補助事業者が、事業を中止した等の情報を入手した場合に、財産処分や補助金返還等につ

いて、適切に指導していく。

(8) 新産業振興課

イ 監査委員の報告の内容

予算執行において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

産業技術総合センターに係る施設・設備等保全事業において予算執行を怠り、多額の不用額を生じさせたもの。

・件数 3件

・冷暖房蓄熱システム更新工事 112,238,000円

・冷温水器発生機更新工事 6,342,000円

・空調設備主要配管更新工事 10,239,000円

ロ 措置の内容

<発生原因>

担当者が事業実施に必要な内部手続を怠ったこと及び管理・監督職員による進捗状況の確認不足により、事業を執行できなかったものであり、事業の発覚が遅れたため、減額補正などの所定の手続きができず不用額となったもの。

<処理内容>

未執行となった本案件については、庁内調整の上、後年度の予算措置の調整を図った。

<再発防止策>

所管事業の事務処理スケジュールの一覧表を組織全体で共有し、担当職員から管理・監督職員まで確実に進捗状況を複数の目で確認できるチェック体制を構築した。また、担当者が事務処理上の課題などを抱えない風通しの良い職場環境整備とするため、各班の業務の状況を課内会議で報告するなど、ボトムアップの発言機会を増やすよう工夫している。

(9) 雇用対策課

イ 監査委員の報告の内容

補助金返還加算金において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

補助金返還加算金

・令和4年度収入未済額

<p>現年度分 0円</p> <p>過年度分 35,443,430円</p> <p>合 計 35,443,430円</p> <p>・令和3年度収入未済額</p> <p>現年度分 35,443,430円</p> <p>過年度分 0円</p> <p>合 計 35,443,430円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>事業復興型雇用創出助成金の支給決定取消により生じた返還金が完納となったことに伴い、一債務者について、延納利息(8,520,029円)と併せて確定した補助金返還加算金である。金額が大きく、コロナ禍による経営状況の悪化等を理由に一括での支払いが困難である旨の申し出があり、収入未済が発生したものである。</p> <p>＜処理内容＞</p> <p>当該債務者について、令和3年度収入未済額は補助金返還加算金と延納利息の計43,963,459円であったところ、令和4年度中は月20万円の支払計画による8か月分の計160万円を回収し、回収金額は延納利息に充当した。</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>経営状況等を把握した上で、適正な返還計画に基づく誓約書を徴し、定期的な状況確認や計画の見直しにより早期完納を図っている。</p> <p>また、助成金の支給決定に係る審査について、審査マニュアルの整備や職員向け研修の実施及び複数人によるチェック等により、新規の返還事案の発生防止に努めている。</p> <p>(10) 農村整備課、農村防災対策室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>国庫補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)の受入について、測定遺漏が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じらねたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和4年度中に国の交付決定を受けた繰越事業において、測定を行っていなかったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 200,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p>	<p>＜発生原因＞</p> <p>国庫補助金について、取りまとめ所属から、令和5年4月18日に第2次補正予算で国からの交付決定日が令和5年3月7日であった旨の通知があったことから、本来は令和4年度中に特例測定を行うものであったが、年度内での事務処理を失念したため。</p> <p>＜処理内容＞</p> <p>出納閉鎖後に未処理が判明したため、令和5年度歳入として測定決議を行った。</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>測定漏れが発生したことを受け、国庫補助金歳入測定状況一覧表を作成して情報入力・測定処理状況等を見える化し、経理担当班及び事業担当班の相互による正しい知識の共有、複数の目によるチェック体制の強化を図る。</p> <p>また、出納整理期間中には、財務システムによる、測定・収入・収入未済状況等を随時複数人で確認を行い、早期に情報共有し、相互に管理を行うことにより再発防止に努める。</p> <p>(11) 林業振興課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>国庫補助金の測定において、不適切な事務処理が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じらねたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和4年度森林環境保全整備事業費補助金において、二重に測定していたもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・正測定額 10,000,000円</p> <p>・誤測定額 20,000,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞</p> <p>交付決定通知日で測定を行っていたが、出納整理期間中に、同補助金をとりまとめている森林整備課担当から測定の実施について確認された際に、測定済みであることを失念していたため、再度測定を行ったもの。</p> <p>＜処理内容＞</p> <p>なし。</p> <p>＜再発防止策＞</p> <p>①国の交付決定等については、決裁ルート確認表を添付し、予算担当班にも必ず供覧するとともに、決裁後、予算担当班に当該起案を提出し、測定等の手続きを適正に行うことを徹</p>
--	--

底する。

②調定入力後、「調定済」のスタンプを交付決定通知原本に押し、事業担当班においても交付決定の調定入力の有無を確認できるようにする。

(12) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

県営住宅使用料

・令和4年度収入未済額

現年度分 12,430,710円

過年度分 22,487,855円

合 計 34,918,565円

・令和3年度収入未済額

現年度分 13,368,900円

過年度分 21,666,070円

合 計 35,034,970円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

滞納整理実施要領に基づき未納者に対して督促し、電話や訪問による支払い催告等を行ったものの、納付されなかったもの。

既に退去している滞納者に対しても現住所を調査し、書面、電話等による支払い催告や民間債権回収業者（サービサー）への債権回収委託を実施したが、納付されなかったもの。

＜処理内容＞

県営住宅の管理業務全般については宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ委託しており、滞納整理業務についても公社が主体となり実施するほか、県住宅課職員が戸別訪問に同行するなど、連携を密にした取組を実施した。

県と公社は、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について（令和3年度～令和4年度）」の取組方針を基本とし、初期滞納者への早期対応の強化や、滞納発生時における連帯保証人への協力要請等、滞納の蓄積を未然に防ぐ取組を実施した。

県では公社と、毎月連絡調整会議を開催し、滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申

告と滞納の関係を把握しながら、滞納発生に対して早期に対応するよう取り組んだ。

収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納額が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する、又は未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と同居管理部門が連携を密にして入居承継や同居承認等の手続きを滞納者に促した。

全入居者に対して減免制度の周知を行い、家賃等の支払いが困難な入居者に対して適切に減免を行うことで滞納発生を未然に防いでいる。

滞納が長期化している案件については、法的措置による厳正な対処を前提に、個々に対応方針を検討し、対策を講じている。

再三の催告等を行っても納付の見込みがない滞納者については、県と公社による訴訟対象者選定会議を経て、明渡訴訟を提起し、応じない入居者に対しては断行を実施した。

＜再発防止策＞

【入居者への取組】

①初期滞納者（1～2か月）への取組強化

②法的措置による厳正な対処

③収入申告の徹底

④各種手続きに係る迅速かつ丁寧な対応

⑤生活保護受給者の代理納付の利用拡大

⑥連帯保証人に対する対応の強化

⑦減免制度の周知

⑧高齢者や福祉的対応が必要な滞納者に対する指導強化

【退去滞納者への取組】

①民間債権回収業者（サービサー）の活用

②弁護士への債権回収業務委託

③法的措置による厳正な対処

④債権の適正管理

(13) 会計課、会計指導検査室

イ 監査委員の報告の内容

国庫補助金の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

報 告 書

<p>市町村から提出のあった国庫補助金の概算請求について、国費請求を怠っていたもの。</p> <p>・件数 1件 ・金額 600,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞ 市町村に支払う補助金の請求書類が県担当課から提出され、会計課において請求内容の確認が十分でなかったことにより、支払手続が行われずまま、国の支出期限を経過し、支払ができなくなりましたもの。</p> <p>＜処理内容＞ 市町村に対し、事業発生の経緯等を説明し陳謝するとともに、国の関係部署に報告を行ったところであり、引き続き、支払に向け、国と協議・調整を行っていく。</p> <p>＜再発防止策＞ ・提出書類の確認用として担当課が作成する「請求書一覧表」の記載項目を見直すなど国費事務でマニュアルを改正し、提出書類のチェック漏れ防止対策を講じた。 ・支払に係る担当課でのチェックの実施状況について、会計課で確認することとし、確実なチェック体制を確保する。 ・未払の状態となっている補助金等の確認結果を複数職員で突合することにより、チェック体制を更に強化する。</p> <p>(4) 高校教育課、高校財務・就学支援室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>高等学校等育英奨学資金貸付金償還金</p> <p>・令和4年度収入未済額</p> <p>現年度分 69,484,440円 過年度分 341,283,344円 合 計 410,767,784円</p> <p>・令和3年度収入未済額</p> <p>現年度分 72,305,263円 過年度分 308,408,123円</p>	<p>合 計 380,713,386円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞ 平成17年度に貸付を開始した高等学校等育英奨学資金は、平成24年度以降、償還が本格的に開始され、年々償還対象者の増加に伴い、償還未納額も増加している。</p> <p>＜処理内容＞ 収入未済を縮減するため、未納者本人や保証人に対し文書や電話による納付の働きかけを行い、さらに所在不明等の回収困難な案件の一部については、債権回収会社（サービサー）に業務委託するなど、取組強化を図っているところである。また、毎月の貸付金償還状況を取りまとめ、室内で情報共有を図るとともに、会計課に報告している。</p> <p>＜再発防止策＞ 返済初期対応として、新たに償還が開始した奨学生の中で、返済が滞っている者に対して、重点的に電話等による督促を継続的に行うとともに、奨学生の返還に関する意識が希薄とならないように、卒業時に償還に対する意識付けを行うよう学校に依頼するなど、引き続き収入未済縮減に努める。</p> <p>(15) 高校教育課、高校財務・就学支援室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>社会保険料及び使用料において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 会計年度任用職員の社会保険料及びETCカード利用料において、県費による支出処理を怠り、自費で支出処理を行った不適切な会計事務処理があったもの。</p> <p>・社会保険料</p> <p>期間 令和4年11月分～令和5年1月分 金額 312,366円</p> <p>・ETCカード利用料</p> <p>期間 令和3年6月分～令和3年10月分 令和4年1月分～令和4年12月分 金額 400,700円</p> <p>2 臨時的任用職員の社会保険料について、令和4年10月の制度改正により年金事務所への届出が必要であったが失念し、共済費の支出及び歳入歳出外現金の払出をしていなかった</p>
---	--

もの。

・件数 1件

・金額 646,942円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

担当職員の支出関係事務が膨大となっていたほか、所属内でのチェック体制が機能していなかったことと、周囲の職員がそれぞれの担当業務をこなす中、相互チェックが疎かになり、担当者任せになっていたことが主な原因である。

＜処理内容＞

上記1については顧問弁護士等にも相談しており、支払自体は完了し債権債務の問題は発生していないため、特段の事務処理を要しない。

2については、本年4月28日に年金事務所にて手続を行い、保険料については5月30日付で払出済みである。

＜再発防止策＞

会計書類の複数人による確認を徹底するとともに、事務処理の完了状況をチェックリストにより確認するほか、職員が気軽に周囲に相談し協力を依頼できる風通しの良い職場環境づくりや内部統制の確保に努める。

(16) 文化財課

イ 監査委員の報告の内容

公有財産において、引き続き財産の報告時期の遅延が認められたので、速やかに是正するとともに、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

前年度において財産の報告時期の遅延があった歴史の道標柱説明版について、財産の異動報告が行われていなかったもの。

・件数 29件

・取得金額 14,486,950円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

昨年度から財産の異動報告が行われていなかった歴史の道標柱説明版設置事業の関係資料を確認する中で、指摘を受けた対象となる標柱が29基のほか、東日本大震災の影響により、設置場所等が未確定である1基が判明し、その取扱いに関する調整に時間を要したため、事

業全体30基分の異動報告ができなかったもの。

＜処理内容＞

令和5年6月下旬に、設置場所が未確定である1基を除いた29基分の公有財産の異動報告を完了した。

なお、残り1基分についても、準備が整いしたい異動報告を行うこととしている。

＜再発防止策＞

工作物の設置が決定した段階で、公有財産異動報告の必要性やその時期について、事業担当班と公有財産事務担当班の間で情報共有し、施行前に報告予定時期等を明記するほか、報告完了まで一覧表で管理することにより、報告漏れを未然に防止する。

(17) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

返還金において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

カード決済に伴う金融機関からのキャッシュバックに伴う返還金について、令和3年11月26日に調定すべきところ令和4年6月6日に調定したもの。

・件数 1件

・金額 3,500円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

・各種資料の確認不徹底

デビットカードが発行された際に郵送された書類にあったと料されるキャッシュバックキヤンペーンの資料の確認を担当者にし、複数人による確認が不足していた。

・定期的な通帳残高の確認不足

本通帳は当該支払のみの年一回しか使用しないものであるため、定期的な記帳による残高確認が不足していた。

＜処理内容＞

キャッシュバックによる入金を確認後、直ちに県警会計課に相談し、県財政課及び県警会計課からの回答に従い、速やかに調定処理を行った。

＜再発防止策＞

・複数人による各種資料の確認
金融機関からの書類は複数人により確認を行い、財務に影響が出る事項に関して見落と

しがないようにする。

・定期的な通帳残高の確認

定期的な通帳記帳により残高確認をすることで、失念による事務処理ミスを防ぐ対策を徹底する。